

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

西都・児湯地区における一つ瀬川流域等の 減災に係る取組方針

～水害・土砂災害に強い地域づくりの更なる推進～

令和4年3月23日

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会

宮崎市、西都市、新富町、川南町、

都農町、西米良村、宮崎県

気象庁宮崎地方気象台

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 西都・児湯地区の概要	4
(1) 地域の特徴	4
(2) 降雨特性、氾濫特性等	4
(3) 平成17年9月台風第14号の概要	4
(4) 河川の整備状況	4
(5) 平成17年水害を契機とした提言（大淀川）の活用	4
(6) 土砂災害の発生状況	6
(7) 土砂災害に関するハード・ソフト対策の取組状況	6
(8) 流域治水プロジェクト	6
4. 取組状況と現状の課題	7
(1) 災害に強い人づくりの推進	8
(2) 情報伝達のための環境づくりの推進	10
(3) 災害に強いまちづくりの推進	12
(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進	14
(5) 被害を最小にするハード整備	14
5. 減災のための目標	15
6. 概ね5年間で実施する取組	16
(1) 災害に強い人づくりの推進	16
(2) 情報伝達のための環境づくりの推進	18
(3) 災害に強い防災拠点の推進	19
7. フォローアップ	20

1. はじめに

西都・児湯地区は、九州の南東部に位置し、年平均降水量が約2,900mm（全国平均の約1.7倍）の多雨地域であり、特に8月～9月頃の台風期に多く、主要洪水の発生要因のほとんどが台風によるものである。

平成17年9月台風第14号では、一ツ瀬川流域において、流域平均で総雨量800mmを超える既往最大となる降雨量を記録し、各所で越水や破堤、内水により、農地冠水1253ha、全壊流失4戸、家屋半壊256戸、床上浸水175戸、床下浸水376戸、国道219号をはじめ県道6路線及び市内の幹線市道などが12時間を超える通行止めとなるなど、甚大な被害が発生した。

その後、一ツ瀬川流域では、平成23年7月策定の河川整備基本方針、平成24年4月策定の河川整備計画に基づき河川整備を実施してきた。

また、防災・減災に関するソフト対策についても、国、県、市町村、防災関係者等が連携し、様々な取組を行ってきた。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となつた。

近年、堤防決壊による甚大な被害が全国で頻発しており、今後の気候変動による降水量の増加を踏まえると、より一層の備えが必要になってきている。

このような背景を踏まえ、水防法第15条の10に基づき、西都・児湯地区では、小丸川・一ツ瀬川流域など県が管理する河川においても、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を变革し、社会全体で洪水氾濫に備えるため、避難情報発令を担う沿川市町村と宮崎県、宮崎地方気象台、九州地方整備局宮崎河川国道事務所からなる「小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を平成29年6月2日（直轄管理区間は平成28年5月30日）に設立した。

また、本協議会では、近年、突発的・局所的な豪雨の増加に伴い、全国的に大規模な土砂災害が頻発していることを鑑み、土砂災害も対象としている。

県内においても土砂災害が毎年発生しており、平成30年には93件、令和元年には39件の土砂災害が発生した。

近年、西都・児湯地区では平成30年の台風第24号で7件、令和元年の台風第17号で1件の土砂災害が発生している。

特に令和元年9月台風第17号では、西米良村板谷の竹之元川において、床上浸水2戸、林道が145m崩壊するなど、甚大な被害が発生した。

こうした中、県・市町村においては、土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以後、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の公表及び指定により土砂災害のおそれのある区域の周知、土砂災害防止講座などのソフト対策、砂防えん堤や擁壁などを整備する砂防事業や急傾

斜地崩壊対策事業などのハード対策の取組を進めてきており、今後も引き続き推進する必要がある。

本協議会では、災害リスクの情報共有、大淀川で提言された「水害に強い地域づくりのあり方（提言）」やその他県・市町村が進める施策に基づく現状の取組と課題に関する意見交換を通じて、住民の安全に責任を有する市町村、県、国が一体となって、より災害に強い地域づくりに向けた取組内容を概ね5か年以内を対象期間としてとりまとめ、毎年フォローアップを実施してきたところである。

これまでの取組方針は、令和3年度をもって概ね5か年の目標年度を迎えるが、昨今の社会情勢等を踏まえ、引き続きこの取組を継続していくことが必要であることから、令和4年3月開催の小丸川・一つ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会にて、新たに「概ね5か年で実施する取組方針」として見直しを行っている。

また、本取組方針は、小丸川流域を除く西都・児湯地区における二級水系の流域治水プロジェクトに位置づけられることも踏まえ、西都・児湯地区の一つ瀬川流域等（心見川、都農川、名貫川、平田川）の取組方針としてとりまとめるとともに、協議会名を令和4年3月23日に「西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会」へ改正する。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおり。

構成機関	構成員
気象庁	宮崎地方気象台長
宮崎県	危機管理局長兼危機管理課長
"	河川課長
"	砂防課長
"	西都土木事務所長
"	高鍋土木事務所長
宮崎市	市 長
西都市	市 長
新富町	町 長
川南町	町 長
都農町	町 長
西米良村	村 長

3. 西都・児湯地区の概要

(1) 地域の特徴

西都・児湯地区は、宮崎県央に位置し上流部の山間部では木材、シイタケ等を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を基とした観光産業が盛んである。

沿川には水田や畠地帯が広がり、米や野菜づくりをはじめ畜産業も盛んである。中下流部には市役所や町役場を中心として市街地が形成され、地域の社会・経済・文化の基盤をなしている。また、主要幹線である国道 10 号や JR 日豊本線等の基幹交通施設に加え、東九州自動車道が整備される等、交通の要衝となっている。

(2) 降雨特性、氾濫特性等

西都・児湯地区の降雨特性は、年平均降水量が 2,500~2,900mm の多雨地域に位置し、降雨量の大部分が梅雨期及び台風期に集中している。このような特性から、平成 9 年、16 年、17 年と近年も頻繁に洪水被害を受けており、特に平成 17 年 9 月台風第 14 号では一ツ瀬川流域の市町村で甚大な被害となった。

一ツ瀬川は、河床勾配は上流部では約 1/100~1/300 程度、中流から下流は丘陵地に地形が変化し、約 1/500~1/1000 程度と緩やかになり、下流の沖積平野では約 1/1,000~1/4,000 程度とさらに緩やかな流れとなっているものの、全体的には急流河川の様相を呈している。また、支川の三財川筋で小支川の合流や蛇行が著しく、かつては氾濫原であった低地もあり、ひとたび異常気象による大雨が発生すると、その被害が広範囲に及ぶ地域特性となっている。

(3) 平成 17 年 9 月台風第 14 号の概要

大型で非常に強い台風第 14 号は宮崎県内を暴風域に巻き込みながら、九州地方の西岸に沿ってゆっくりとした速度で北上し、一ツ瀬川水系でも支川の三財川の堤防が決壊するなど、農地冠水 1253ha、全壊流失 4 戸、家屋半壊 256 戸、浸水家屋 551 戸（床上 175 戸、床下 376 戸）の甚大な被害となった。

(4) 河川の整備状況

河川整備計画に基づき改修等を進め、治水安全度の向上に努めている。

(5) 平成 17 年水害を契機とした提言（大淀川）の活用

平成 17 年台風第 14 号は地域コミュニティの衰退、少子高齢化や都市の進展、浸水しやすい地区への資産の集中など社会的経済的状況の変化に起因する新たな課題を提起した水害でもあった。これらの課題をもとに、防災・減災に関するソフト対策の立案に向け、学識者、マスコミ、民間の防災関係者ら 14 名による「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」が組織され、4 回の会議を経て平成 18 年 8 月に「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）がまとめられた。

提言は、地域自らが迅速で確実な避難行動をとり、浸水被害を最小にすることを目指したソフト対策が中心となっており、水害発生前、発生中、発生後に分けられ、

特に発生前に関し、①ひとつづくり②情報伝達③まちづくり④防災拠点に分けた具体的な内容となっている。

西都・児湯地区においても、これまで防災・減災に関する様々なソフト対策に取り組んできたが、本協議会においては、大淀川でとりまとめられた提言についても有用に活用し、取組方針を策定する。

平成17年水害における課題

域地 の 課 題	①自主防災組織を確立できていない地域で、高齢者など要配慮者や地域全体の避難が円滑に進まなかつた地区がみられた。
	②避難の際、安全な避難経路や避難方法などの確認ができていない人は、暴風の最中、浸水した道路上を避難するなど、危険な行動がみられた。
	③地域の安全性の誤った認識や過去の水害経験からの独自の判断などにより、多くの住民が家屋の浸水を想定していなかった。
	④避難する際の非常持ち出し品などの認識が不足しており、避難場所において食料等への過大な要求がみられた。
	⑤過去の水害の履歴などの情報が、新しい住民と共有できていないため、新興住宅地において大きな被害が発生した。
	⑥水防（消防）団の組織率の低下、同時多発的水害の発生のため、地域の水防（消防）団だけでは、十分な対応が困難な状況がみられた。
供提報情・絡連報情 の 課 題	①自治会加入世帯数の低下、情報連絡系統の未整備などから、地域内の避難情報などの伝達が十分機能しなかつた地区がみられた。
	②避難勧告などの防災情報を広報車やスピーカーなどで提供する場合、暴風雨や雨戸を閉めた屋内では聞き取りにくく、情報が正確に伝わらない状況がみられた
	③県内全域が同時に被災を受けたため、テレビ・ラジオなどからの防災情報提供においても、宮崎市を中心とした主要都市部の情報に偏り、地方部の情報があまり提供されなかつた。
	④変電所の浸水に伴う停電により、テレビやインターネットなどからの防災情報が入手出来なくなつた。
	⑤防災無線の整備は、山間地などの地方部で進んでいるものの、都市部での整備状況は低い。また、整備済み地区においても、施設の老朽化、電源を入れていないなどの課題がみられた。
	⑥避難場所や避難経路の情報が適切に提供されなかつたため、特定の避難所への避難住民の集中とそれに伴う施設能力の限界、他の避難所への再移動、浸水した道路を使った危険な避難行動などがみられた。
体治自 などの 課 題	①避難勧告などの発令が遅れ、住民は夜間かつ暴風雨の中という危険な状況での避難を余儀なくされた地区がみられた。
	②指定避難場所が浸水したり、指定された避難場所だけでは避難住民を収容しきれない、非常食が届かない、トイレ・駐車場が足りないなどという面がみられた。
	③高齢者など要配慮者に対する避難情報の提供、避難時の移送、要配慮者対応避難場所の確保などの課題がみられた。
	④台風第14号水害の被災地では、高校生などのボランティア活動が活発に行われたが、受け入れ側の体制が十分ではなく、円滑な支援の支障となる面が見られた。また、復旧支援に関する情報がうまく住民に伝わらない自治体もみられた。
	⑤警察署や消防署など防災活動の拠点となるべき施設が浸水し、その機能を十分に発揮できない面がみられた。
	⑥過去の浸水実績などを考慮した土地利用と都市計画になつてないこと、堤防・排水機場などの整備に伴う開発地域の拡大などにより、都市の水害に対する脆弱性が拡大した。
のりくづま の 課 題	②都市化の進展により、地域の遊水機能が低下し、浸水被害が拡大した。
	③浸水した道路を利用して避難した住民が多かった。
	④油などの流出により、二次被害が発生した。
	⑤

「水害に強い地域づくりのあり方について（提言）平成18年8月17日 大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」を一部修正して抜粋

(6) 土砂災害の発生状況

西都・児湯地区（小丸川流域除く）において近年発生した主な土砂災害及びその被害状況は、次のとおりである。

- ・平成30年の台風24号

西都市：がけ崩れ 6件

西米良村：土石流 1件

- ・令和元年の台風17号

西米良村：土石流 1件

(7) 土砂災害に関するハード・ソフト対策の取組状況

ハード対策として、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を進めている。

また、ソフト対策として、土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目）を進めるとともに関係市町村とも連携しながら土砂災害警戒区域等を見直した箇所や新規箇所の指定を進めていく。あわせて、防災講座や避難訓練等を行い、住民の防災意識の向上を図っている。

今後もハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

(8) 流域治水プロジェクト

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するために、流域治水協議会を令和3年2月に設立し、一つ瀬川水系流域治水プロジェクトを令和3年8月に公表した。

また、西都・児湯地区における一つ瀬川水系以外の都農川水系など4水系についても、新たに「児湯地区その他水系流域治水プロジェクト」として、プロジェクトを追加策定（令和4年3月）する。

なお、本協議会での取組方針は、西都・児湯地区における流域治水プロジェクト（一つ瀬川流域治水プロジェクト及び児湯地区その他水系流域治水プロジェクト）の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」に位置づける。

4. 取組状況と現状の課題

西都・児湯地区では、国、県、市町村、防災関係者が連携し、防災・減災に関するソフト対策について様々な取組を行ってきた。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、近年の水害では類を見ないほどの孤立者が発生するなど、堤防決壊による被害が全国で頻発している。

平成 29 年九州北部豪雨では、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が発生し、約 300 戸もの住居に被害（全壊、半壊、一部損壊）が及んだ。

このような中、施設では守り切れない洪水・土砂災害は必ず起こることを前提に、大淀川の提言を参考として取組方針を策定し、「概ね 5 か年で実施する取組内容」について取組を進めてきたところである。

しかしながら、平成 30 年以降も毎年のように災害が発生しており、令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨などでは、高齢者・避難行動要支援者等の避難の遅れが課題となっており、実効性のある避難の確保が重要となっている。

このような状況を踏まえ、これまでの主な取組状況と課題を次頁以降にとりまとめた。

(1) 災害に強い人づくりの推進

項目	現在の取組状況○と課題●	
①川を通じたコミュニティづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPOや住民団体による活動が実施されている。 ● NPOや住民団体による活動は一部の住民の参加に留まり、十分な広まりになっていない。 	A
②防災学習の推進	<p>【地域における防災学習の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において継続的に防災学習、出前講座等が実施され、行政は支援を行っている。 ○ 市町村の広報誌等にて、防災に関する特集記事を掲載している。 ● 学習会等の実施に地域の温度差があり、開催地域、回数が限定されている。 ● 防災学習の実施が不足する地域では水害リスク、避難場所、避難経路の認知が十分でない。 ● 防災学習会、出前講座の参加者は限定的である。 ● 水害経験の無い世代への水防災学習が広まっていない。 ● 近年洪水が無く、水防災について意識が薄れつつある。 ● 河川整備を通じて洪水が起きないという安心感を持っている人が見られる。 ● 新型コロナウイルス感染症流行時において、防災学習が困難となり、防災学習の機会が減少している。 	B
	<p>【学校教育における防災学習の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各組織で総合学習授業等において防災学習会、出前講座等を実施している。 ● 水害経験の無い世代への水防災学習が広まっていない。 	C
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害防止講座や小中学生に対する土砂災害防止教室等を通して、防災意識の向上を図っている。 ● 住民が土砂災害のリスクを十分認識できていないおそれがある。 	D
③自主防災組織の結成と積極的活動	<p>【自主防災組織の結成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各組織で積極的に自主防災組織結成の推進を図っている。 ● 地域により防災意識の温度差があり、組織結成の進捗に差が生じている。 ● 自主防災組織の高齢化が進んでいる。 	E
	<p>【自主防災組織による学習会・防災訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部組織で学習会を開催したり、市町村が開催する防災訓練等へ参加している。 ● 地域により防災意識の温度差があり、学習会や防災訓練等の活動に差が生じている。 	F
	<p>【自主防災組織による避難行動要支援者の移送方法検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部組織で避難訓練にあわせ移送方法の検討を実施している。 ● 地域により防災意識の温度差があり、避難誘導体制が十分確立されていない地区がある。 	G
	<p>【水防（消防）団の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団員加入に向けた広報活動を実施している。 ○ 団員の技術力向上を目的とした水防訓練を実施している。 ○ 防災倉庫等を整備するとともに、備蓄食料等については継続的に更新している。 ● 団員数の充足に向けた活動の継続が必要である。 ● 団員の一部は、経験や技術力が十分ではない。 ● 備蓄資材が十分ではなく、大規模災害時等は対応が難しい。 	H

項目	現在の取組状況○と課題●
④防災リーダー（地域防災士、水防団等）の育成	
【防災リーダー育成の推進】	
○宮崎県において地域防災士養成研修・スキルアップ研修等を実施している。	
○地域防災士養成研修費等の補助金交付を実施している。	
○住民を交えた合同巡視を実施し、重要水防箇所の周知と意識啓発を図っている。	
●防災リーダーが不足している。	I
●防災士の資格取得者は増え、ネットワークを構築するに至っているが、行政や地域との十分な連携・協働が出来ていない。	
⑤住民が利用しやすいハザードマップの作成	
【地域住民からの情報を基にした洪水ハザードマップの作成・公表】	
【洪水ハザードマップを活用した防災訓練等の支援】	
○想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等へ活用している。	
●平成17年9月台風第14号から16年が経過して災害に対する危機意識が低下しており、避難行動に結びつかないおそれがある。	J
●河川整備により治水安全度が向上したため、水害は起こらないと思われている。	K
●想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップは全ての自治体で作成・配布済みだが、住民の水害リスクに対する理解が進んでいない可能性がある。	L
●水害リスク情報の空白域が残っている。 (洪水予報河川及び水位周知河川以外の法河川（いわゆる「その他河川」）においては、浸水想定区域の指定がされていない。)	M
【土砂災害ハザードマップの作成】	
○流域内的一部市町村は、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難場所及び避難路等を設定するとともに、ハザードマップの作成を行っている。	
●全市町村で土砂災害ハザードマップの作成が完了したため、今後は基礎調査（2巡目）で見直しなど行った区域をハザードマップに適宜反映させていく必要がある。	N
●マイ防災マップ作りは、住民自らが作成することで各個人の防災意識が向上し、地域での連携強化の効果があるため、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ土砂災害も想定したマイ防災マップの作成が望ましい。	O
【土砂災害を対象とした避難訓練の実施】	
○毎年、土砂災害防止月間を中心として、土砂災害を対象とした避難訓練（情報伝達訓練も含む）を実施している。	
●土砂災害の危険性が高まった際に迅速な行動をとれるよう、土砂災害を対象とした避難訓練を定期的に実施する必要がある。	P

(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

項目	現在の取組状況○と課題●
①避難情報発令の基準化	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報発令基準を地域防災計画で定めている。 ○避難情報発令のタイミング等に、河川管理者及び気象台から市町村長へ助言する体制(ホットライン)を確立している。 ○避難情報発令に着目したタイムラインを作成している。 ○訓練や実際の防災対応の際にタイムラインを活用し実施している。 ●避難情報発令に着目したタイムライン作成後に大きな洪水が発生していないため、十分な検証が出来ていない。 ●避難情報に関するガイドラインの改訂（令和3年5月）を踏まえたタイムラインの見直しを行う必要がある。 Q
	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（浸水、土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された際には、FAXやメールにより市町村に伝達している。 ○土砂災害に関するタイムラインを全市町村で策定している。 ○土砂災害警戒情報発表時や土砂災害危険度3到達時に、土木事務所長等から各市町村長等にホットラインを実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ●タイムラインやホットラインは、今後の運用実績を踏まえて、必要に応じ見直しが必要。 R
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報発令基準の妥当性の検討を継続していく必要がある。 S
②迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化	<p>【行政による情報伝達手段の多様化・多重化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各世代の多様な情報入手方法に対応できるよう、情報伝達手段の多様化・多重化に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の目安となる防災情報の発表 ・広報車による連絡 ・防災行政無線による連絡 ・緊急連絡網の活用 ・地域コミュニティ無線システムによる連絡 ・防災メールによる携帯電話等への情報提供 ・河川カメラの整備と災害時放送協定の締結による放送局へのライブ映像提供 ・簡易型の河川監視カメラの整備及び川の防災情報や川の水位情報での画像配信 ・危機管理型水位計による河川水位情報の提供 ・地デジ（テレビ）による河川防災情報の提供 ・地域FM等を活用した災害時の情報提供 ・気象情報に関する発信内容の改善（メッシュ情報の充実・実況情報の提供の迅速化等） ●提供される防災情報の意味や災害時にとるべき行動について住民の理解が十分ではない。 ●情報伝達手段の多様化を図っているが、避難情報が全ての住民に届いていないおそれがある。 T ●情報の詳細・多様化に伴い、情報収集方法が複雑になっている。 ○土砂災害危険度情報（1kmメッシュ毎、10分更新）を県のHPやスマートフォン用サイト、携帯電話用サイトで配信している。 ●土砂災害危険度情報は、平成28年度から一般への公表を始めたところであり、県民にさらに周知する必要がある。 U

項目	現在の取組状況○と課題●	
	○雨量観測局や水位観測局を整備し、観測結果を県のHPやTVのデータ放送を通じて公開している。 ●機器の老朽化や通信環境の悪化等により、雨量・水位情報等が欠測し、情報が提供できない場合がある。	V
③学習会等による災害情報の共有		
【地域の災害情報・危険性を共有し、過去の水害を風化させない取組】		
	○想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップを作成・公表し、地域の災害情報・危険性を共有し、過去の水害を風化させないため、学習会等へ活用している。	
	●水害リスク情報空白域においては、新たに洪水浸水想定区域の指定を追加していくこととしており、洪水ハザードマップの見直しが必要である。	W
	●近年洪水が無く、水防災について意識が薄れつつある。 ●河川整備を過信し洪水が起きないという安心感を持っている人が見られる。	X
	○日常時には洪水を知ってもらい、非常時には状況判断の一助となるよう、浸水情報看板を設置している。	
	●水害リスク情報空白域においては、新たに洪水浸水想定区域の指定を追加していくこととしており、浸水情報看板の設置・見直しが必要となる。	Y
	○過去に起こった災害を忘れないように取りまとめて冊子化し、県のHP上で公表するとともに関係各所へ寄贈している。 [例]「災害記憶の伝承～みやざきの自然災害～」(H29.3)	
	○過去の土砂災害等を整理し、土砂災害に関するパネル展を実施している。	
	●土砂災害に関する情報を、市町村間で共有し活用する必要がある。	Z
	●住民が土砂災害のリスクを十分認識できていないおそれがある。	AA
	○基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等を県のHP上で公表している。	
	●一般に公表している土砂災害警戒区域等について、県民にはまだ認知されていない。	AB

(3) 災害に強いまちづくりの推進

項目	現在の取組状況○と課題●
①都市計画による開発抑制、土地利用規制、災害危険区域の指定等適切な土地利用への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画による開発の抑制等の取組は行われていない。 ●想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等が新たに公表されたことから、引き続き、検討が必要である。 — ●流域治水推進のため、水害リスク情報の充実を図り都市計画や立地適正化計画等への活用を検討する必要がある。 —
②安全な避難路・復旧路の整備	<p>【避難路の点検・見直し・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路について一部で指定。 ●安全な避難路の設定が十分ではない。 ●水害リスク情報の空白域において、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定を進めていくこととしており、ハザードマップの見直しが必要となる。 AC <p>【復旧路の点検・見直し・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧路の設定について検討中。 ●重要道路や防災拠点への接続等、復旧路の設定が十分ではない。 AD
③安全な避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年災害の実績も踏まえ、避難場所の点検・見直しを実施し、公的施設・民間施設等を活用し必要数の確保に努めている。 ○想定し得る最大規模の降雨によるハザードマップを基に指定避難所の見直しを実施。 ●浸水時にも機能する避難場所の整備が十分ではない。 ●避難所の代替施設が不足している。 ●水害リスク情報の空白域において、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定を進めていくこととしており、今後避難所の見直しが必要となる。 AE ●新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時の避難所運営。 ●令和2年9月の台風10号時は、一部の避難所に避難者が集中するとともに、ペットの避難についての相談が多くあった。
④要配慮者を考慮した避難・誘導の取り組みの推進	<p>【要配慮者の状況把握と誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部組織で避難訓練にあわせ移送方法の検討を実施している。 ○避難行動要支援者名簿を作成している。 ○公民館や消防団に対して要配慮者の避難体制について説明、協力依頼を実施している。 ●地域により防災意識の温度差があり、避難誘導体制が十分確立されていない地区がある。 AF ●避難行動要支援者の避難体制が不十分である。 AG ●病院や福祉・高齢者利用施設等への水害リスクや防災情報に関する情報提供が不足している。 AH <p>【要配慮者を考慮した避難場所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の機能充実に対する支援等を実施している。 ○バリアフリーによる避難所の整備を実施している。 ○各市町において、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保を進めている。 ●一部避難所の整備は進んだが、十分な整備状況とはいえない AI

項目	現在の取組状況○と課題●
	<p>【要配慮者を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <p>○要配慮者利用施設の地域防災計画への指定を実施（準備）している</p> <p>○要配慮者利用施設管理者に対して、避難確保計画の作成の支援等を実施している。</p> <p>●避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられる要配慮者避難施設は、各市町村の地域防災計画でその施設の名称及び所在地が定められた施設であるため、各市町村においては、防災部局、河川・砂防部局、社会福祉施設や病院、学校等を所管する民生担当部局等が連携し、速やかに該当する施設を定める必要がある。</p> <p>●平成29年の水防法等改正により、地域防災計画に浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として記載のある施設の管理者は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施が義務付けされている。</p> <p>●令和3年の水防法等改正により、地域防災計画に浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として記載のある施設の管理者は、市町村長への避難訓練の実施報告が義務化され、市町村は必要に応じて助言・勧告を行う必要がある。</p> <p>●該当する要配慮者施設において、避難確保計画を作成できていない施設がある。</p> <p>●入所型の社会福祉施設において、避難確保計画の内容と実態が乖離しており、避難後に入所者のケア等を継続することが困難な場合がある。</p>
	AJ
	<p>【自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進】</p> <p>○各市町村において事業所所有者等へ自衛水防組織設置等の自衛水防措置の指導を行っている。</p>
	AK
	<p>●自衛水防措置について努力義務であるため、実施率が低い。</p> <p>●要配慮者利用施設への、災害リスクや防災情報に関する情報提供が不足している。</p>
	AL
⑤河川管理施設の効率的な運用の確保	
	<p>○既存の樋門、樋管、排水施設について出水期前の市町村に操作委託契約を締結し、共同で点検を行っている。</p>
	AM
	<p>●確実かつ効率的な運用を行うための検証および体制の確保が求められる。</p>

(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進

項目	現在の取組状況○と課題●	
①浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○各組織において既存施設の点検・見直し・整備を実施している。 ●浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備は十分ではない。 ●洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、対象施設の見直しが必要となる。 	
②浸水時（大規模災害）における公共施設、災害拠点病院、ライフライン等の機能維持対策	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水時における機能確保対策の点検を実施し、施設移転・嵩上げ等必要な対策を実施した。 ○各市町において業務継続計画（BCP）を策定し、随時更新を行っている。 ●浸水時における公共施設、ライフライン等の機能維持対策は十分ではない。 ●各機関における対策状況の把握・共有が十分に図られていない。 ●水害リスク情報の空白域において、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定を進めていくこととしており、対象施設の見直しが必要となる。 	AN
③被災者支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の避難場所として、市町村立の多目的ホールや公民館などを整備している。 ●被災者の避難場所として、市町村立の多目的ホールや公民館などを整備するが十分ではない。 ●被災者の避難場所として、市町村立の多目的ホールや公民館などを整備することとしており、対象施設の見直しが必要となる。 	A0

(5) 被害を最小にするハード整備

項目	現在の取組状況○と課題●	
①洪水を安全に流すためのハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づき、整備を進めている。 ○平成30年7月豪雨等を契機に実施した重要インフラの緊急点検を受け、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策を実施した。 ○防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策を実施している。 ●ハード対策には、多くの費用と時間を要する。 ●河川整備については、整備途上であり、施設能力を上回る洪水が発生するおそれがある。 	—
②土砂災害から住民を守るハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県では、急傾斜地崩壊対策事業等を実施している。 ○構成市町においても、県単自然災害防止急傾斜事業を進めている。 ●ハード対策には、多くの費用と時間を要する。 	—

5. 減災のための目標

西都・児湯地区に大きな被害をもたらした平成17年9月台風第14号から16年が経過し、記憶の風化等も懸念される今日、各地で頻発する大規模出水・土砂災害を鑑み、現在までに進めてきた提言「水害に強い地域づくりのあり方について」や、「施設で守り切れない大洪水・土砂災害は必ず発生する」との認識に立ち、社会全体で洪水・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、本協議会の各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

■概ね5年間で達成すべき目標

災害から生命を守るため、
迅速かつ確実な実効性のある避難の確保と
地域防災力を高め「災害に強い地域づくり」を実現し、
住民の生活や社会経済への影響の最小化を図る。

■上記目標に向けた3本柱の取組

① 災害に強い人づくりの推進

地域コミュニティの再構築や防災学習の推進などにより住民自らが地域の危険性を認識し、地域で積極的に行動できる「災害に強い人づくり」を推進する。

② 情報伝達のための環境づくりの推進

地域住民にわかりやすい情報を多様な手段で提供し、地域内の情報連絡網の再構築による「情報伝達のための環境づくり」を推進する。

③ 災害に強いまち・防災拠点づくりの推進

安全な避難路・避難場所の整備などの被害最小化対策や、大規模災害時において防災拠点やライフライン施設がその機能を十分に発揮できる防災拠点の整備など「水害に強いまち・防災拠点づくり」を推進する。

6. 概ね5年間で実施する取組

概ね5年間で達成すべき目標の実現に向け、本協議会の各構成員が取り組む主な内容（主な取組項目・目標時期・実施機関）は以下のとおりである。

なお、以下の取り組み内容については、西都・児湯地区流域治水プロジェクトの内、「被害の軽減、早期復旧・復興」に位置づける。

(1) 災害に強い人づくりの推進

地域コミュニティの衰退、少子高齢化の進展などにより地域の防災力は低下しつつある。「災害に強い地域」をつくるためには、自助、共助、公助のバランスのとれた地域防災力の再構築が必要不可欠であり、特に自覚に根付いた自助や共助が重要である。このため、地域コミュニティの再構築や防災学習の推進などにより住民自らが地域の危険性を認識し、平時に安全な避難経路や避難方法の確認、高齢者など要配慮者の移送方法の検討などを地域で積極的に行動できる人材、つまり「災害に強い人づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
①川を通じたコミュニティづくりの推進			
・河川協力団体、各NPO等と協働し活動を広げていく	A	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
②防災学習の推進			
【地域における防災学習の実施】 ・広報誌やイベント、出前講座等を通じ、啓発機会を拡充 - 参加者を広げる工夫 - 広い世代に伝わる工夫 - 過去の災害を風化させない工夫 - 災害リスクや防災情報の利活用方法を正しく伝える ・津波防災と相互に連携・協力した水防災啓発活動の強化 ・企業・観光協会等と連携した、啓発機会の拡充 ・地域による温度差解消のため、防災学習等の実施が不足する地域は、個別に意識啓発を図り学習を支援。 ・新型コロナウイルス等の感染症流行時において、実施可能な防災学習のメニュー・ツール等を充実	B、X、AH	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県、気象台
【学校教育における防災学習の実施】 ・各組織で総合学習授業等において防災学習会、出前講座等をさらに推進 ・教育委員会、小学校等と連携した体系的な防災学習の推進による水防災意識の醸成	C、D	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県、気象台

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
③自主防災組織の結成と積極的活動			
<p>【自主防災組織の結成、学習会・防災訓練の実施、避難行動要支援者の移送方法検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、結成・活動を支援 ー参加者を広げる工夫 ー特に若年層に対し防災活動への積極的参加を促すための工夫 ・実践的な防災訓練の実施 ・行政と連携した避難行動要支援者等の避難誘導体制の検討 ・地域による温度差解消のため、組織結成率の低い地域や活動の不足する地域は、個別に意識啓発を図る 	E、F、G	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
<p>【水防（消防）団の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、団員加入を促進 ・大規模災害を想定した実践的な防災訓練の実施 ・備蓄資材の確保、水防資機材の点検、 ・広域的、効率的な水防活動を行うため、水防団間での連携、協力を検討 	H	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
④防災リーダー（地域防災士、水防団等）の育成			
<p>【防災リーダー育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、防災リーダーを育成 ・防災士ネットワークと行政・地域との協力体制を確立し、防災学習や啓発活動等を連携して実施 	I	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
⑤住民が利用しやすいハザードマップの作成等			
<p>【浸水が想定される地域の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報空白域の解消するため、洪水予報河川及び水位周知河川以外の法河川における想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域を検証し、指定すると共に区域図を作成し周知 	K、M	令和7年度	宮崎県
<p>【地域住民からの情報を基にした洪水ハザードマップの作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに示された水害リスク情報を踏まえ、洪水ハザードマップを見直しし、公表・配付 	J、L	令和8年度	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
<p>【土砂災害ハザードマップの作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に係る避難場所や避難路を含めたハザードマップをわかりやすく、利用しやすく更新し、公表・配布 	N	令和8年度	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
<ul style="list-style-type: none"> ・マイ防災マップ、マイタイムラインづくりの推進（水害・土砂災害） 	J、O	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
<p>【ハザードマップを活用した防災訓練等の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を実施するとともに、ハザードマップを活用した実践的な防災訓練等を支援 	K、P	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町

(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

地域住民が、自ら判断し、より的確な避難行動をとるためには、地域住民にわかりやすい情報を多様な手段で提供することが必要である。さらに、地域住民がそれら情報を共有し、地域内の情報連絡網を再構築するとともに、高齢者など要配慮者の支援体制を整えるなど、「情報伝達のための環境づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
①避難情報発令の基準化			
・洪水時や土砂災害の危険性がある場合のホットラインの実施	R、T	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県、気象台
・避難情報発令に着目したタイムラインを活用すると共に検証を実施し、実用に向けた精度向上を図る ・避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）を踏まえたタイムラインの見直し	Q、R	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、都農町、川南町、宮崎県
・タイムラインを活用した実践的な訓練の実施	Q、R	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
・地域防災計画における避難情報発令基準の妥当性の検討	S	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
②迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化			
【行政による情報伝達手段の多様化・多重化】 ・広報誌やイベント、防災学習等を通じ、啓発機会を拡充 －災害リスクを正しく伝える －年齢や知識に応じた情報入手、活用方法の説明	T、Z、AA、AL	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県、気象台
【リアルタイムの災害情報の提供】 ・様々な方法も活用した水害危険性、土砂災害危険度情報及び土砂災害警戒区域等の周知の検討 ・ICTを活用した防災情報の提供 ・安定した雨量・水位情報を提供できるよう観測局等の機能の向上を図るとともに適切な維持管理に努める。 ・雨量・水位観測局等の追加整備について検討	T、U、V、Z、AB	継続実施 継続実施	宮崎県、気象台 宮崎県
③学習会等による災害情報の共有			
【地域の災害情報・危険性を共有し、過去の災害を風化させない取組】 ・災害の記憶を風化させないため、イベント、防災学習会、出前講座等による啓発機会を拡充	N、W	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
・浸水情報看板の見直し・設置を実施	Y	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町

(3) 災害に強いまち・防災拠点づくりの推進

市役所、町村役場・警察署・消防署などの防災を担う施設やライフライン施設、水防倉庫やそのアクセス道路が浸水などによりその機能を失うと、災害対応や復旧・復興の大きな支障となる。このため、浸水など大規模災害時においても防災拠点やライフライン施設がその機能を十分発揮できるよう、また、安全な避難路・避難場所の整備、万一堤防が破堤した場合の被害最小化対策など「災害に強いまち・防災拠点づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への 対応	目標時期	取組機関
①安全な避難路・復旧路の整備			
【避難路の点検・見直し・整備】 <ul style="list-style-type: none">・水害リスク空白域において、新たに指定する洪水浸水想定区域を踏まえ、避難路の見直しを行い、必要な場合は嵩上げ等の整備を実施	AC	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
【復旧路の点検・見直し・整備】 <ul style="list-style-type: none">・早期復興を考慮した優先復旧用道路の検討	AD	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
②安全な避難場所の確保			
・水害リスク空白域において、新たに指定する洪水浸水想定区域を踏まえ、公的施設・民間施設の活用、垂直避難等も踏まえた避難場所の点検・見直しを実施 <ul style="list-style-type: none">・隣接市町村等と協力し広域避難体制を構築	AE	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
③要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進			
【要配慮者の状況把握と誘導】 <ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者名簿の更新等を継続して実施し、避難・誘導体制確立を推進・地域による温度差解消のため、避難・誘導体制確立が不十分な地域は、個別に意識啓発を図る・自主防災組織を含む防災訓練の実施・個別避難計画の作成を支援	AF、AG	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
・病院や福祉・高齢者利用施設等への水害リスクや防災情報に関する情報提供の推進	AH、AL	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
【要配慮者を考慮した避難場所の確保】 <ul style="list-style-type: none">・要配慮者を考慮した避難場所の確保を推進	AE、AI	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
【市町村地域防災計画における速やかな指定】 <ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の、市町村地域防災計画における速やかな指定	AJ	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
【要配慮者を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none">・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び適切な見直しの促進、支援・策定した要配慮者利用施設の避難確保計画をもとに実施される避難訓練等の支援	AJ	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
・入所型の社会福祉施設については、避難の実行性を高めるため、施設利用者のケアの継続などを踏まえた計画（垂直避難など）の作成や避難訓練の実施など指導、支援を行う。	AJ	令和8年度	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町
【自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進】 <ul style="list-style-type: none">・水防法により努力義務となっている自衛水防組織の設置を促し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について積極的に指導・支援	AK	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
・水害リスクや防災情報に関する情報提供の推進	AL	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
④河川管理施設の効率的な運用の確保			
・既存の樋門、樋管、排水施設について、確実かつ効率的な運用を行うための検証および体制の確保。	AM	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
⑤浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備			
・水害リスク空白域において、新たに指定する洪水浸水想定区域を踏まえ、水防倉庫及びアクセス路の見直しを実施	AN	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県
⑥大規模災害時における公共施設、災害拠点病院、ライフライン等の機能維持対策			
・施設管理者への防災情報伝達の充実 ・公共施設、ライフライン等について、大規模災害時の機能維持対策を検討 ・各機関で実施した機能維持対策状況及び計画を把握・共有	AO	継続実施	宮崎市、西都市、西米良村、新富町、川南町、都農町、宮崎県

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要であり、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。